令和３年１１月

【電力小売自由化にともなう契約に注意】

【相　談】

契約中の電力会社の関連会社と名乗る事業者の訪問があり「月額料金が安くなる。」と電気購入先の切り替えの勧誘を受けた。書類に住所、氏名、電話番号等を記入し、後で最終確認の電話を受け承諾した。しかし、電力会社に問い合わせると全く関係のない事業者だと分かったので不安になった。契約を取り消すことができるだろうか。

【アドバイス】

「電力小売全面自由化」により、一般消費者が電気の購入先を個々に選択できるようになりました。それと同時に、電力の購入先の切り替えの勧誘などによるトラブルも発生しており、若年層を含め広い世代から問合せやご相談が消費生活センター等に寄せられています。

大手電力会社のほか、新規参入業者も電気の販売事業を開始しています。聞き慣れない事業者で不安な場合は、国の登録を受けた事業者であるかを登録事業者一覧（経済産業省・資源エネルギー庁ホームページ）で確認できます。

事業者によって、電気小売りの形態や様々な付帯サービスの内容に違いがあります。「月額で○○円安くなる。」などと勧誘をされても、すぐに契約せず、料金の割引期間や契約内容を確認し、現契約とメリット・デメリットを比較検討しましょう。

「検針票を見せてください」と言われるケースもあります。検針票は、契約者氏名や住所だけでなく、お客様番号（顧客番号）など大切な個人情報が記載された書類です。安易に見せたり、内容を教えたりすることは控えましょう。情報をもとに、その意思がなくても契約させられた事例もあります。

電話や訪問の勧誘により契約した場合、契約書面を受け取った日から８日以内であれば、原則としてクーリング・オフができます。慌てずに対処しましょう。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**